

電復向より受り、外凡自主型学ヲ目標トス。

第四章 職制

第一 議決機関

(一) 合同部会 部会 支部会、三部制トシ合同部会ヲ以テ最高議決機関トス。

(二) 部会ヲ左ノ四種トス

(1) 電車部会

(2) 自働車部会

(3) 非乗務部会

(4) 乗務部会

(三) 従来ノ委任制ヲ廢止シ組合員ノ選挙ニ依ル選挙ノミヲ以テ構成ス。

(四) 聯合部会ハ電氣局長ノ委任ニ依リ、電氣局長ニ提出シ又ハ局長ノ諮問ニ答申ス。

(五) 部会ノ議長ハ委員ノ互選ニ依ル。

(六) 部会ニ書記若クハ名ヲ置キ其職務命令事務担当者中ヨリ其ノ職務議長指命ス。

(七) 部会ノ決議ニ依リ局長ハ職員ヲ指定シテ會議ニ参與セシム。

第二 執行機関

(一) 理事 理事十二名ヲ置ク。理事ハ部会委員中ヨリ互選ス。

(二) 組合長 組合長ハ組合員ノ一般公選トス。

第三 監査機関

(一) 監事 監事三名ヲ置キ組合事務ヲ監査セシム。

(二) 臨時監査委員 臨時監査委員

監査ヲ下ニ部会委員中ヨリ互選セル臨時監査委員若干名ヲ以テ臨時事業ノ

監査ヲナス。

第四 事務担当者

(一) 従来ノ事務長制ヲ廢シ理事中ヨリ一名ヲ事務理事トシテ組合事務ヲ處理ス。

結論

共同組合制度改革ノ要旨ハ組合員ノ自主的強学化ニ漸進スルコトヲ目標トシ従来ノ

組合組織ノ混乱ヲ明確化シ空費ノ不合理的是正シテ組合員ノ自主的管轄化ニ綱起ヲ

爲シ東京交通労働組合ガ要求セル

(1) 給付ノ電氣局長ヲ移管

(2) 委任評議員制ノ廢止

(3) 不正者ノ即時処分

(4) 項目ハ明カニ此ノ骨子ヲ示セルモノナリ。

改革実行委員会ノ設置ヲ提唱スルモノナリ

東京交通労働組合

一九三一 六